

令和5年 第1回文教厚生常任委員会会議録

令和5年1月13日 議員控室

○事 件

所管課報告事項・所管事務調査

- (1) 自立支援医療に係る所得区分判定誤りへの対応について（保健福祉課）
- (2) 所管事務調査の報告について（学校教育課）
- (3) 梅村庭園隣接地の購入について（社会教育課）
- (4) 所管事務調査の報告について（社会教育課）
- (5) 令和5年度に予定される新規事業について（八雲総合病院）
- (6) 令和5年度に予定される新規事業について（住民生活課）
- (7) 督促手数料の徴収廃止について（財務課）
- (8) 地方公営企業法適用開始時期の見直しについて（下水道事業・農業集落排水事業・熊石簡易水道事業）（環境水道課・地域振興課）
- (9) 水道・下水道事業等の経営戦略の改定について（環境水道課・地域振興課）
- (10) 熊石浜中マンホールポンプ所第1号ポンプ修繕に係る費用について（環境水道課）
- (11) 昭和湯休業中の八雲遊楽亭への送迎バス運行について（環境水道課）
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び道の交付金事業の活用について（熊石国保病院）

○出席委員（7名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	佐 藤 智 子 君
	大久保 建 一 君		倉 地 清 子 君
	齋 藤 實 君		関 口 正 博 君
	能登谷 正 人 君		

○欠席委員（1名）

黒 島 竹 満 君

○出席委員外議員（6名）

議長	千 葉 隆 君	横 田 喜世志 君
	安 藤 辰 行 君	三 澤 公 雄 君
	牧 野 仁 君	宮 本 雅 晴 君

○出席説明員（32名）

保健福祉課長	戸 田 淳 君	保健福祉課長補佐	佐 藤 哲 也 君
障がい者福祉係長	梅 坪 光 君	教育長	土 井 寿 彦 君
学校教育課長	三 坂 亮 司 君	学校教育課参事	小 林 卓 也 君

学校教育課長補佐	松 浦 真理子 君	施設係長	若 山 晋 悟 君
社会教育課長	佐 藤 真理子 君	文化財係長	大 谷 茂 之 君
総合病院事務長	竹 内 信 大 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君	総合病院地域医療連携課長	佐々木 裕 一 君
住民生活課長	石 黒 陽 子 君	住民生活課長補佐	武 田 利 恵 君
子育て支援係長	松 本 忍 君	子ども発達支援係長	福 田 裕 子 君
財務課長	川 崎 芳 則 君	財務課長補佐	田 中 智 貴 君
財務課長補佐	横 田 盛 二 君	収納推進係主査	宮 沢 孝 行 君
環境水道課長	佐 藤 英 彦 君	環境水道課長補佐	高 橋 昌 子 君
下水道係長	佐 藤 農 之 君	下水道管理係長	西 野 了 君
業務係長	松 本 俊 紀 君	環境衛生係長	西 山 誠 君
地域振興課長	野 口 義 人 君	地域振興課参事	小笠原 一 信 君
熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君	熊石国保病院事務次長	小 池 克 明 君

○出席事務局職員

事務局長 三 澤 聡 君

庶務係長 菊 地 歩 夢 君

[開会 午前11時41分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それではただいまより、文教厚生常任委員会を始めさせていただきます。はじめに事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局庶務係長（菊地歩夢君） 事務局から一つご連絡がございます。本日の常任委員会ですが、通常の報告のほかに、所管事務調査として、令和5年度予算で予定されている新規事業のうち、これまで常任委員会に報告がされていないものと、それから令和4年度に予算計上して、当年度中に実施が見込まれないものについては、説明をもらうこととなっております。皆様に配付しました、所管事務調査確認事項というのをご覧いただきたいんですけども、新規事業のうち、国の施策に伴う事業だったり、既存施設の修繕や物件の更新などについては、今回、報告に載せていないものもあるということで、事務局のほうでも確認しております。

また、各資料に記載されている令和5年度の予算額については、各課要求額で載せており、まだ正式に決定したものではありません。今後、査定で変更になる場合がございます。令和5年度予算については、2月16日開催の全員協議会において公表される予定ですので、それまでの間は外部の公表等はせず、取扱いについては十分にご注意願います。

以上、所管事務調査における確認事項ということで、よろしくお願いいたします。

◎ 所管課報告事項

【保健福祉課入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは報告事項に入ります。

1番目、保健福祉課より、自立支援医療に係る所得区分判定誤りへの対応について、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 昨年8月に報告いたしました本件について、これまでの結果報告と、今後の対応についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。係長のほうから説明させます。

○障がい者福祉係長（梅坪 光君） 委員長、障がい者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 障がい者福祉係長。

○障がい者福祉係長（梅坪 光君） 前回、8月での文教厚生常任委員会でのご報告ですが、自立支援医療の所得区分判定に誤りが判明したため、過去5年の申請を確認したところ、道の精神通院医療38名、町の更生医療4名、計42名が該当しました。影響額などは調査中、対応は道と協議しながら進めていることをご報告していたところです。

それではまず、1の精神通院医療についてご報告いたします。精神通院医療費については、道費による公費負担が行われておりますので、道との協議を行いました。

(1) ①道による医療費の償還払い及び返還請求については、償還払い制度がないこと、直接返還は高額医療費に影響する可能性があるなどの理由により、行わないということであり、返金等は医療機関からのレセプト返戻、再請求による方法しかないということでした。また、②の道による影響額の調査については、道にレセプトはあるが、対象者への請求額は、医療機関に確認が必要があることから行わないという結果でした。

道との協議を踏まえて、町としての、(2) これまでの対応経過ですが、町内医療機関との医療費の調査及びレセプト返戻の対応可能期間を協議いたしました。各医療機関への医療費の調査、並びに影響額確定後のレセプト返戻及び再請求の期間を考慮し、調査期間を令和3年4月以降分としました。医療機関に対して、医療費及びレセプト対応の可否を照会しており、該当者17人について医療機関12機関に照会しました。

(3) 今後の対応ですが、今週に入り、全ての医療機関からの回答がありました。そのうち、過小給付により本来より多く負担していた方は9名で、影響額は合計で6万9,350円でした。対象となる月について、返戻してもらうようお願いし、進めてまいります。医療機関と返金方法などについて確認した後、町から対象者に説明を行い、医療機関から対象者に返金する予定です。過大給付により本来より少なく負担していた方は1名でしたが、医療機関に対してレセプト返戻再請求の依頼は行わないこととします。

次に、2の更生医療についてご報告いたします。(1) ですが、影響額の調査をレセプトにより行っております。該当者の自己負担額に影響がない方が1名、過小給付により本来より多く負担している方が3名おり精査中です。

(2) 今後の対応についてですが、影響額の確定後、町から対象者たちに説明を行い、支給を行う予定です。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長(赤井睦美君) このことについて質問やご意見はありませんか。無いということではよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○委員長(赤井睦美君) 影響額の確定後、また何かわかったら教えてください。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 委員長、保健福祉課長。

○委員長(赤井睦美君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 今回も経過報告ということで、最終的に返還等終わりましたらご報告する予定ですので、よろしく願いいたします。

○委員長(赤井睦美君) よろしく願いいたします。

【保健福祉課職員退室】

【学校教育課職員・社会教育課職員入室】

○委員長(赤井睦美君) 今日配られた資料の順番でいきますので、よろしく願いいたします。それでは、2番目に学校教育課より所管事務調査の報告について、そして3番目に社会教育課より梅村庭園隣接地の購入について行います。それではお座りいただいたままで報告よろしく願いいたします。

○学校教育課長(三坂亮司君) 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 今年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず学校教育課の所管事務調査の報告についてから進めたいと思います。資料1ページをご覧ください。第2期総合計画では、教育に関する内容を第4章に記載されております。第4章第1分野で学校教育分野がまとめられておりますが、令和5年度の新規事業として、記載の3点を予定してございます。

まず、資料1番、2番の主要施策項目一つ目の教育環境の充実の中では、学校管理用除雪機について、現在ある除雪機は購入後年数が経過し、既に使用できない状況にあるものや、故障に対応した修理部品の調達が困難な状況にあるものが多いことから、資料記載のとおり、令和5年度に小学校で2台、中学校で1台を新たに購入する計画としております。

令和6年度以降も、児童生徒の教育活動に支障が出ないように、計画的に更新や配置を進めることとしております。

次に、主要項目2、教育内容の充実では、これまでも議会で議論いただいております、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く諸問題を解決するために、子ども同士の助け合い、支え合いを促進することを目的とした教育プログラムである、ピアサポートプログラムを取り入れることとし、ピアサポートコーディネーターを講師として学校へ派遣し、児童生徒への指導や教職員の研修を行い、望ましい人間関係の育成を図ることとしております。なお、令和5年度は、学校規模に応じながら小中学校3校から4校を対象とし、その状況に応じて次年度以降の取組に繋げていく予定としております。また、このほか八雲町立八雲小学校少人数学級事業については、12月12日開催の本委員会で説明させていただいておりますので、資料への記載、説明は省略とさせていただきます。

最後に、令和4年度に予算計上してはいますが、中止となっている事業としては、小牧市八雲町児童学習交流授業がございまして、こちらについては、今年度も新型コロナウイルス感染拡大により中止となっておりますので、あわせて報告とさせていただきます。以上、簡単ですが、学校教育課に係る所管事務調査の報告とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（大久保健一君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 除雪機についてちょっとお聞きします。これ民間に除雪委託しちゃったほうがいいんじゃないというのは検討したんですか。どっちがいいかというのは、買ったほうがいいのか、民間に委託しちゃったほうがいいのか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 大久保委員からの民間に除雪委託してはどうかという部分ですが、学校には既に公務補が各校にいます。全体の除雪というよりは子どもの登下校だったり、日中の学習で表に出たりとか、医療的ケア児の対応のための通路であったりだとか、そういった細かいところの除雪とか、大きな重機でかけるような部分ではないので、そういったものに対応するための除雪機ということで、家庭用の除雪機みたいなものを購入することを計画しておりますので、民間への委託は検討したことがございません。

- 委員（大久保健一君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） そしたら絶対に必要ということだね。
- 学校教育課長（三坂亮司君） はい。
- 委員（大久保健一君） わかりました。
- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。
- 委員外議員（三澤公雄君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 三澤議員。どこかマイクのあるところをお願いします。
- 委員外議員（三澤公雄君） 今、大久保委員が質問した除雪機のことですが、総務課の範囲のほうで町内会に貸し出すって言って、ほとんど使われていない除雪機があると思うんですが、そちらの検討はされましたか。今の使われている状況だとか、それを譲り受けられないかって話は。
- 学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（三坂亮司君） 三澤議員からのご指摘の部分ですが、既にこれまでなかった学校などに、平成 29 年度の段階で今現在では二つの学校に既に配備させていただいて、有効に活用させていただいている状況であります。
- 委員外議員（三澤公雄君） わかりました。
- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

- 委員長（赤井睦美君） 無ければ、このことについては終わります。それでは次、梅村庭園の隣接地の購入について、よろしく願いいたします。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） それでは、社会教育課所管事業について、1 点目の梅村庭園隣接地の購入について説明させていただきます。本件は、梅村庭園と八雲町公民館に挟まれている宅地を購入しようとするものです。購入しようとする土地は、八雲町末広町 152 番地の 1、宅地 308.28 m²でございます。購入の理由ですが、この土地は梅村庭園及び八雲町公民館敷地に隣接しているため、今後、梅村庭園整備や公民館跡地利用を計画するうえで、取得することが有効であると考えているところです。ここには記載してございませんが、梅村庭園が町民の皆様に愛される八雲町の名勝として、今後もより良い景観を維持整備していけるよう、有効なものになっていくと考えております。
- 購入方法としては、八雲町土地開発基金で購入し、当面は土地開発基金の所管物件として管理することといたしますが、今後、具体的な町の利用計画が決定したときに、その用途にそって購入費を予算化しようとするものです。購入費用については、今後、土地の所有者と協議していくこととしております。簡単でございますが以上でございます。
- 委員長（赤井睦美君） このことについて、なにか質問・ご意見。
- 委員（佐藤智子君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） そこには家屋が建っていると思いますが、今、誰も居住されていないんですか。いないんですね。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 現在はどなたも住んでおられません。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） そうすると、その家屋は解体するとか、そういうことにもなるかと思うんですけども。それは土地を購入後に町で解体するの、それとも今の所有者が解体するのか、その辺は想定されているんですか。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 土地の所有者との協議はこれからになってきますが、町としては、家屋も相当古い建物でございまして、内部も相当傷んでいるということございまして、購入するとしたら更地として購入するというところで考えております。ですので、壊す方法についても所有者と相談しますが、所有者に壊していただいてから買うという方法が、まず考えられるのかなというふうに思っております。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） ちょっとプライバシーに関わることであればお答えしなくてもいいんですが、その所有者の方というのは、多分、子孫とかご親戚になると思うんですけども、町内にいらっしゃるんですか。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 道外にお住まいになっております。

○委員長（赤井睦美君） 他に質問やご意見はありませんか。

○委員（倉地清子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この土地を取得することになるのは、町側からお願いしたのか、それとも、その所有者のほうから買ってくれと言われたのか教えてください。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） この土地を購入という今の部分の経緯でございまして、数年前に、先ほど佐藤委員からもありましたように、どなたも住んでいらっしゃらないという状況が続いておまして、数年前にこの土地について、今後どのように町有地に挟まれているところからしていくんだろうかということから、直接連絡を取る機会がございまして、そのときにまだ所有者の方が、今誰も住んでいない土地についての利用方法はまだ決めていないんですけども、できれば町に買ってもらえたら有り難いというお話がございました。

ただ、その時点では、まだ町として活用方法も決まっておらず、今すぐそこでじゃあとはならず、何年か経っている状況でございます。

○委員（倉地清子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） とてもいいなと思います。間にね、あるよりは先ほどおっしゃられた、景観を良くすることとかも含めると、すごく素敵な場所なのでいいなと思って聞きました。

○委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。

○委員（大久保健一君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 購入についての見込み額がわかれば教えてほしいし、もし言えないなら、ここの路線価格とか参考になる価格を教えてください。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） これはちょっと土地の評価額ということで、おおよそなんですけど、約ですけれども、㎡単価で1万3千円程度ということで考えております。

○委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。質問ではないんですけども、私も良い考えだと思ってるんですけども、先ほどの庁舎の設計図を見せていただいたら、資料館とかが既に向こうに建つような予定が立っていて、さらにここで土地を買って行って、教育委員会だけの問題ではなくて、町として本当に良い活用をしてほしいと非常に思います。よろしく願いいたします。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） それでは2番目の所管事務調査の報告について報告させていただきます。別紙をご覧ください。社会教育課は、先ほどの学校教育と同じ分野の中で、4件報告をさせていただきます。

上からですけれども、1番目のミュージックサマースクール事業でございますけれども、こちらは令和5年度新規事業となっております。この事業は、令和4年度までは八雲町・今金町・長万部町・せたな町がそれぞれ負担金を出し合って実施してきた、北渡島檜山4町地域連携推進事業の一つであり、町の担当所管が政策推進課から社会教育課へと移管されたことによるものです。事業内容といたしましては、札幌交響楽団のメンバーなどによる中学生のための楽器別の指導講座のほか、参加中学校または講師陣による特別演奏会を開催することで、各中学校の吹奏楽の演奏技術の向上や音楽に対する関心を高めることを目指すものです。

続きまして2番目の、新八雲町史編さん事業ですが、こちらは令和4年からの継続事業として考えてございます。平成17年10月1日の合併から15年間の町の歴史をまとめるために、資料の収集や執筆作業をこの間やってまいりましたが、令和元年度から令和4年度の事業の予定の中で今年度内での終了が難しいことから、さらに1年間、期間を延長して実施しようとするものです。

続きまして3番目ですが、木彫り熊デザイングッズ企画開発事業でございます。こちらは令和4年度からの継続事業となります。令和4年度に八雲町とビームスジャパンが共同開発した、木彫り熊デザイングッズに使用されている熊の焼き印マークでございますが、こちらが第三者に商標登録されるのを防ぐことを目的に、町が商標登録を行うための登録料です。なお、既に登録に向けた申請手続きを行っており、申請にかかる費用については令和4年度の事業費より支出することとしております。

最後に、木彫り熊100周年記念事業ですが、こちらは令和5年度の新規事業となります。令和6年度に木彫り熊発祥100周年という年になりますが、この令和6年度に向けて令和5年度に取り組む事業でございます。100周年記念事業の全体の目的としては、八雲町の木彫り熊の歴史をたどり、木彫り熊の今を知り、未来について考え、八雲町民がより町に誇りと愛着を持てるような取組としたいと考えており、令和6年度にメイン事業を予定しております。

令和5年度につきましては、資料に記載の4事業でございますので、これを説明させていただきます。なお、大正13年3月26日に八雲町で第1回八雲農村美術工芸品評会に、北海道第1号の木彫り熊が出品されたことから、100年後である令和6年3月26日を100周年の節目の年とし、令和6年9月にメインイベントを考えていきたいと思っております。具体的な事業の内容でございますが、1つ目の徳川家とスイスに関する事業として、現在計画しているものは、徳川家の現当主徳川義崇様とともにスイスへ赴き、100年前に徳川義親公が訪れた場所を視察するほか、教育委員会としては、現在、スイスにある州立の木工博物館を訪問し、100年という時を超えて八雲町とスイスが新たな繋がりができるような、記念となるようなものを探りたいと考えております。また、この100年前の足跡をたどった視察のレポートを、令和6年度の事業の中で紹介することも考えております。日程としては、令和5年秋ごろを予定し、徳川義崇様と随員職員2名の動向を予定しております。なお、徳川義崇様には現在打診中であり、日程も含めて年度内に再度調整をすることとしております。

2つ目の特別展講演会は、令和6年3月が木彫り熊発祥100周年の節目となることから、この時期に合わせて資料館での特別展、木彫り熊資料館学芸員を講師とした講演会を開催する予定です。ポスター印刷配布は、木彫り熊の発祥とその歴史を伝える既存のポスター2種類に100周年を加えて増刷し、町内外へ配布するもので、4つ目の資料館案内看板設置は、特に町外から訪れる資料館来館者の対応のため、町内のポイントとなる箇所の電柱に案内看板を設置するものです。以上、社会教育課の所管事務調査について報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて何か質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 小さいことで、1つ目の最後のほうに、ガラ・コンサートって書いてるんですけども、ガラって何ですか。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

- 社会教育課長（佐藤真理子君） ガラ・コンサートは、日本語でいったら特別演奏会って意味になります。
- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。
- 委員外議員（三澤公雄君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 三澤議員。
- 委員外議員（三澤公雄君） 所管事務調査の中で、説明で前回説明したから割愛するっていった少人数学級の教員のことで、もし質問が許されるならしたいと思うんですけども。
- 委員長（赤井睦美君） 学校教育でなくて。
- 委員外議員（三澤公雄君） 学校教育。
- 委員長（赤井睦美君） 今、社会教育なんですけれども。
- 委員外議員（三澤公雄君） あ、そうか。ごめんなさい。
- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。
- 委員（倉地清子君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） 前に全協の時にもちょっとお話させてもらったことがあったんですけども、100周年木彫り熊のことについて、結構、町内外、道外からとか、結構訪問される方が増えてきていますよね、それで、この木彫り熊置いている資料館のセキュリティって大丈夫なのかと思って、そこが心配なんですけれども。
- 委員長（赤井睦美君） 木彫り熊資料館のセキュリティは大丈夫ですかって、いろんな方が入っていますが、盗まれたりしませんかとの心配です。
- 文化財係長（大谷茂之君） 委員長、文化財係長。
- 委員長（赤井睦美君） 文化財係長。
- 文化財係長（大谷茂之君） 資料館のセキュリティにつきましては、開館中は職員が常駐するとともに、監視カメラによる目視での、カメラ越しでの監視をしております。夜間については、基本的に資料は鍵のかかる展示ケースに入っているということと、あとは施錠と、あとは公民館の夜警員による巡視を行っているかたちです。以上です。
- 委員長（赤井睦美君） よろしいですか。他にありませんか。
- 議長（千葉 隆君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 千葉議長。
- 議長（千葉 隆君） 令和6年度にも木彫り熊の記念事業をやるということで、特別展と講演会というのがメインになるのかどうかわかりませんが、なんかそれだったらありきたりかなって、それだけだったら。だから、メイン事業で、令和6年度にもうちょっと違うことも考えているのかどうか。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 令和6年度のメイン事業につきましては、今、具体的なものに関しては検討中の段階でございます。ただ、町民の方に、八雲の木彫り熊を改めて思い起こしてもらえよう事業を取り組みたいと考えておりまして、その他に具体的では

ないんですが、木彫り熊の歴史を振り返る、現在の木彫り熊を知る事業といった部分で計画をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 社会教育だから、何となく今、木彫り熊彫っている人達だとか、そういう人達と、それから町外から来ている人もそうだし、町内で収集している人達、そういう人達をなんか巻き込んだイベントというか、参加できるようなことだとか、そういう部分で、逆にその人たちの意見を聞いて100周年事業をやるだとか、その人たちとワークショップやってやるだとか、そういう部分をやっていかないと、ただ課のほうで作ってやりますっていうのよりも、ちょっと良いのかなっていうか。ビームスの部分でも、議会の議員会でネクタイ来るので、我々も買うので関心は皆多いと思うんだけど、やっぱり直に、結構収集してるとか、最近そういう人達の声も少し多くなってきてるから、強くなってきてるから、そういう人達に企画させるようなとか、そういう部分があつて、6年の部分ではもう少しお金使ってもいいのかなっていう、せつかくやるなら。そうしないと、我々の、課でばかり決めて、ただ与えられたような感じより、逆に言ったら、今、課長さんが言った町民に広く理解してもらおうということであれば、民間の人達がそういうことをやることによって、勝手に広めてくれる部分もあるんで、そういう取り組みのほうも一つ考えられるのかなと思うんですけれども、どんなもんなんでしょうかね。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 今いただいたご意見は、確かに町内外、本当に多くの方に関心を寄せていただけているという部分は、資料館の入館者数などを見ても、このコロナ禍であっても、大変関心を高く持っていていただいているということは感じているところです。先ほど令和6年度、具体的な事業名は申し上げられなかったんですけども、今ご意見いただきましたように、町民の方でもう既に、いろんな熊に関する事業をしてくださったり、彫ってくださっている方がいたり、そういったことが実際に進められているということもございまして、この100周年、令和6年度という年に合わせて、是非、町民の方に、今、協賛事業と呼んでいいか、呼び方はいろいろあると思いますが、このときに併せて皆さんで、それぞれでいろんな催しをやっていただけたらいいなということを考えているところでございます。そういった方を集まっていたら、たとえば一緒にPRしていくということで、一緒に盛り上げていくだとかということも含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 去年もなんか、いろんな熊の足跡を民間のほうで歩いたりしていて、その部分で、結構、民間先行でやっている部分、逆に言えばありがたいという気持ちが個人的にあるんだけど、協賛というより、今どき民間と社会教育がコラボするような感じで、お金はある程度出すけれども口は出さないみたいな感じで、民間に丸投げするというのが良いのかどうか分からないけれども、一定程度、100周年事業の部分でいうと、そういう

こともしていったほうが、逆に言ったら、徳川さんの部分も職員だけが行ってどうのこうのというのも、徳川さんと職員が行って、それを発表するのもいいんだけど、どれくらい費用がかかるか分からないけれども、少しくらいお金を出しても行きたい人がいたら連れていくみたいなことだって、もしかしたらできるかもしれないし、やれって言ってるわけではないけれども、だから、そういう部分で、自分たちがやることに、いかに一緒にやれるかという部分の視点をしたほうが巻き込みやすいし、この間も夜にちょっと飲食店に行ったら、何周忌かで八雲に帰って来てる人がいて、とにかく明日帰るんだけど熊ないかって言われて、うちの事務所にあるから、それあれかいつて欲しいのかいつて言って、くれたんだわ、僕。町外の人だから。だから、やっぱり若い人でも遠くの人で、元々おばあちゃんが八雲の人なんだけれども、そうやって、そういう人達でもかなり関心を持ってるのかなと思ったら、結構、今いる八雲の人でも、結構、逆に言ったら、自分が入ったらあまり批判しないんだよね、町がやる行事に対して。そうしたら僕たちもそういうの受けなくて済むので、巻き込んでとにかく巻き込んでほしいなって思いが強いので、できるところから、できないところはやらないと思うので、できるものがあったら取り組んでほしいなど。

○教育長（土井寿彦君） 委員長、教育長。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） ありがとうございます。今、議長からもお話をいただきましたように、とにかく町民の方々が木彫り熊、ご自宅にある方もいらっしゃるでしょう、そういったものをしっかりと、木彫り熊に対する思いをしっかりと思い出してもらったり、また高めてもらうということは、本当に大事に思っていますので、そういった意味でも、町民の皆様と一緒に、また町民の皆様が、参画する意識を持っていただけるものにしたいし、そのためには、子ども達が何かで木彫り熊というところに参画できるような機会も考えたいと思っています。先ほど課長からもありましたように、令和6年3月を100年の節目というふうにとらえて、令和6年度、3月キックオフしながら、その秋の9月くらいにメインイベントと考えております。これは、東京熊さん会や、応援大使の安藤さんが、このころにまた照準を置いて今までもやってきてくださったと、これで高まってきたというのもあるので、あまりバラバラにならないように、そして3月には年度末なので、いろいろ難しさがあると思いますから、9月に皆さんの方々のお力も借りながら、いろいろ高めていきたいと思っています。幅広に検討させていただきたいと思っていますので、また応援よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。なければ一つお願いなんですけど、私100周年はあまり関わらないんですけども、社会教育課って、元々柴崎さんがご存命のときから、坂本直行さんとの二科展とか、いろいろ本当に大事にしてきたんですね、熊を。それで今お亡くなりになってから町が一生懸命やっていますが、ただ町外から木彫り熊を体験したいというツアーの方、農業体験ももちろんありますけれども、木彫り熊体験をしたいというツアーの方が何組かいらして、でも今、本当に高齢化して教えてくださる方も限られていますよね。だったら本当に木彫り熊を大切にしたいと思うなら、変な話、他所が工芸品を大事にするために、地域おこし協力隊を木彫り熊で採用するとか、他のところはもっと竹細工とかいろいろやっているところありますが、何か地域おこし協力隊だけではなくてもいいんですけども、そういうふう引き継いでいってくれる人の育成は、私は大事じゃないか

なって。ただ教育委員会としては、歴史を大事にするというのであれば、そこまではやる必要がないと思いますが、その木彫り熊に対して歴史を重視して歴史を振り返っていくというのであれば、それはそれでいいです。この木彫り熊を面々と細くても繋いでいくというなら私はそういう人を育てていったほうがいいと思うんですね。今、木彫り熊講座とかやっていますが、まだそこでちゃんと教えてくださってお願いできる人が育っていませんし、その辺を考えていってほしいなって。今すぐお返事は結構ですので、是非考えてください。

○教育長（土井寿彦君） 委員長、教育長。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 木彫り熊、この彫刻を彫るということを将来に伝えていけるように、人材育成については前向きに考えていきたいと思っております。

○委員長（赤井睦美君） 期待しております。他にございませんか。なければ以上で終わります。ありがとうございました。ここで一回閉めて、1時20分から文厚続けてやらせていただきます。よろしく願いいたします。

【学校教育課職員・社会教育課職員退室】

休憩

再開

【八雲総合病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、続けて文厚を始めさせていただきます。総合病院から、令和5年度に予定される新規事業についてご報告よろしく願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 令和5年度に予定される新規事業について説明いたします。別紙をご覧ください。令和5年度予算につきましては、予算要求及び予算査定を経て最終的な調整、整理されたのちに、3月定例会において議員皆様にご審議をいただくこととなりますが、現段階において予定されています、総合計画に掲載されていない新規事業についてご説明申し上げます。

まず1番、勤怠管理システム導入事業は、働き方改革関連法に基づき令和6年4月から適用される、医師の働き方改革において、診療に従事する勤務医に対して時間外労働の上限規制が適用されることとなっております。このことから、始業時刻と終業時刻を確認記録し、労働時間を明確に把握する責務を負うこととなりますが、医師の労働時間は24時間365日で、人為的に把握することが困難であり、対応するシステムを導入しようとするものであります。なお、この医師の働き方改革については、全国の医療機関で非常に大きな問題として対応を求められ、システム化が進められているところであり、制度の適合に向けて、当院としての準備を進めるものであります。また、他の職員についても同様に勤務管理が必要にな

りますので、併せてシステム導入しようとするものであります。事業費は795万1千円で、財源は企業債で460万円を見込んでおります。

次に2番、院外画像参照システム導入事業は、放射線画像を院外からも確認することができるシステムで、医師派遣元の医療機関からの要望もあり、導入を進めようとするものであります。本システムの導入により、当院における待機医師が、直接病院まで足を運ばなくても画像診断することが可能となり、医師の負担軽減が図られるとともに、将来的に、札幌市内や函館市内といった地域に在籍する専門医による遠隔診断も可能となり、迅速な診療対応に結び付けられるものであります。事業費は157万6千円を予定しております。

次に3番、西棟監視カメラシステムネットワークレコーダー設置事業は、現在の西棟、これは精神科病棟になりますが、平成25年10月に完成し、同時に監視カメラシステムを整備したところであります。当時はプライバシー保護の観点から、録画機能の設置は見送り、現在に至っているところであります。過去に入院患者による窃盗事件も発生しており、防犯対策、患者同士のトラブルの状況確認など、録画機能は必要な設備であり、整備しようとするものであります。事業費は188万6千円で、監視カメラにネットワークレコーダーを追加するものであります。以上、大変ざっぱくではありますが、令和5年度に予定される新規事業についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問やご意見はありませんか。

○委員（倉地清子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 医療の促進というか、お医者さんの負担が軽くなるという意味で、システムの導入は良いなと思って見ていました。すみません、まだ素人なので教えてほしいんですけども、このその他って具体的に何か教えてください、財源内訳の。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 大変申し訳ございません。財源のその他ですけれども、原則的には医業収益、診療収入等になりますが、予算上は、資本的支出になる場合は過年度分の損益留保資金、いわゆる内部留保資金で補てんをするというかたちになってございます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他に質問やご意見はありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） タブレットを個人の自宅に持ち帰るという、そういうことではないんですね。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 院外画像参照システムのご質問かと思っておりますけれども、医師が医師住宅のほうで待機している際に、タブレット、自宅ではなくて医師住宅で例えば骨折やそういったものを画像で見ながら、これなら大丈夫なのでとか、そういった指示を出せるということで導入するものでございます。よろしく願いいたします。

- 委員長（赤井睦美君） 他に質問やご意見はありませんか。
- 委員（大久保健一君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） 1番の勤怠管理システムは、自動打刻になるって、今現在はどのようなシステムなんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 今現在はシステム導入されていない状態です。今、この制度改革も含めて手書きで出勤簿を管理し始めたところで。
- 委員（大久保健一君） 自己申告。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） そうですね、自身で記入、出勤・何時ってかたちにしてるんですけども、先ほどご説明したとおり、非常に管理できないということで導入をしようとするものでございます。
- 委員長（赤井睦美君） よろしいですか。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。
- （「なし」という声あり）
- 委員長（赤井睦美君） それでは以上で終わります。ありがとうございました。

【総合病院職員退室】

【住民生活課職員入室】

- 委員長（赤井睦美君） それでは、住民生活課より、令和5年度に予定される新規事業について、ご報告、座ったままでよろしく願いいたします。
- 住民生活課長（石黒陽子君） 委員長、住民生活課長。
- 委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。
- 住民生活課長（石黒陽子君） それでは、令和5年度予算で予定しております新規事業、子育て支援センターエアコン設置事業、子ども発達支援センターエアコン設置事業について、それぞれ担当よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 子育て支援係長（松本 忍君） 委員長、子育て支援係長。
- 委員長（赤井睦美君） 子育て支援係長。
- 子育て支援係長（松本 忍君） 子育て支援センターになります。子育て支援センターでは、遊戯室にて一般開放、相談支援、子育て親子の交流の場等として事業を実施し、入園前の乳幼児及び保護者などが利用しております。一時預かり室では、一時預かり事業を行っており、満1歳からの利用となっていることから、両部屋とも夏は窓を開け、扇風機の前に氷や水を用意し、対策を講じてきましたが、室内温度はあまり変わらず、効果を得られない状態です。安価で設置が可能な移動式エアコンの設置も検討しておりましたが、両部屋に設置するには現在のアンペア数では同時使用が不可能なこと、コンセントの増設が必要なことなどにより、設置が難しい状況であることが判明しました。

乳幼児期の体温は、成人に比べ1度以上高く、体調変化を訴えることが難しい乳幼児のお昼寝のときや、遊戯室を利用する乳幼児の時間帯は、熱中症や脱水症状を起こす危険性が高く、また感染症対策も含め、安全で安心して利用できる環境整備を目的に、換気機能付きの壁掛け型エアコンの設置費用を計上します。換気機能付きエアコンの設置をした場合に、子ども子育て支援交付金補助金活用が見込まれる予定でいます。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） それでは、子育て支援センターのエアコン設置事業について、質問やご意見はありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） エアコン設置することについてはいいんだけど、本当に遅すぎるんじゃないかなって。やっぱり総合病院の病室のときにも言ったけれども、あのときも医務室についていて、病室についてなかったから議会で言ったんだけど、やっぱり利用している人達を優先ということで、去年も熊石の保育所の部分で扇風機からエアコンに替えたけれども、やっぱり支援センターのほうがそよりも早く、逆に言ったら同時につくようなかたちでなってるので、遠慮しないでやっぱり要求するところは要求してほしいなと、それで全体的に見たら、ここが新庁舎になるまでは、今の場所にいるしかないよな、現状を見たら。実際、文厚でも最近支援センターいったことないけれども、段差あるし、カーペットも直営で直したみたいな話とか、段差もあるし、きっと細かいこと言ったら結構あると思うんだよね。だから、少し毎年度・毎年度もうちょっと予算要求してやらないと。いつか新しくなるからいいんじゃないかと、今いる人達も大切にしなければならないということで、もう少し全体でいうと却下されてというか、予算査定でなかなか認められてこなかったというケースもあると思うので、議会のほうからはできるだけ出して我々の目に届くようなかたちで予算要求してほしいなというか、なんとなく一番最後に出てくるということが、僕たちもちょっと気が引けるといいうか、気付かなかったというか、忘れていたというか、見に行かなかったということで申し訳なく感じています。ですので、他のこともきっとあるんだなという認識で持っていますので、是非とも、もう少しいろんな部分で配慮してやらなければならないなということで、自己反省も含めて意見だけ言わせてもらいます。

○委員長（赤井睦美君） 他に質問やご意見はありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） それでは、発達支援センターのエアコン設置事業についてよろしくお願いたします。

○子ども発達支援センター支援係長（福田裕子君） 委員長、子ども発達支援センター支援係長。

○委員長（赤井睦美君） 発達支援センター支援係長。

○子ども発達支援センター支援係長（福田裕子君） 発達支援センターです。よろしくお願いたします。発達支援センターでは、相談や療育のために、日々親子が来館していますが、療育室の窓が西側一方のため風が通らず、夏は特に気温が上昇します。窓を開けて扇風機なども使用していますが、室内温度はあまり変わらない状況です。危険回避が困難な子どもや、

体温調節が苦手な子ども、環境の変化に敏感な子どもなどの特性を鑑み、また熱中症や脱水症状等の体調管理も含めて、安全で安心して利用できる環境整備のため、エアコンの設置をします。

窓にパネルを設置してホースを繋げるという、排気するポータブルタイプも検討したんですが、防犯上、夜間もパネルをそのままにしておくことができず、シルバープラザの窓の構造上、毎日取り外し設置することの困難さもあります。また、利用する子ども達の特性から、手の届く場所にあることで怪我に繋がることや、本体を壊してしまう可能性があることから、上部設置のエアコンを希望しています。長万部町の利用者もいることから、子ども発達支援センター事業と併せて、長万部町にも一部負担を求め、センター事業へ歳入予定です。長万部町には説明済みです。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） こちらのほうは子育て支援センターのような財源の補助はないんですか。

○子ども発達支援センター支援係長（福田裕子君） 国からの補助はないんですが、長万部町からの負担金というところで求めているところです。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

（何か言う声あり）

【住民生活課職員退室】

【財務課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、財務課より督促手数料の徴収廃止について、座ったままよろしく願いいたします。

○財務課長（川崎芳則君） 委員長、財務課長。

○委員長（赤井睦美君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 財務課、よろしく願いいたします。記載のとおり督促手数料徴収廃止について、担当係長からご報告させていただきます。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） 委員長、収納推進係主査。

○委員長（赤井睦美君） 主査。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） それでは、お配りしております資料1に沿ってご説明させていただきます。なお、本日報告させていただきます督促手数料の徴収廃止につきましては、本来であれば、環境水道課や住民生活課等の債権所管課より文教厚生常任委員会へご説明させていただくべきところではありますが、複数の債権所管課に関係する内容であることから、財務課より一括してご説明させていただきますので、ご了承願います。それでは資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、督促手数料の現状についてですが、町の債権における督促手数料の現状についてありますが、税・保険料を含む強制徴収公債権や集落排水施設使用料等の非強制徴収公債権につきましては、納期限までに納付されない場合、納期限後 20 日以内に督促状を發布し、督促状の作成及び発布に要する経費相当分として、督促状 1 通につき 100 円を徴収しているところであります。督促手数料の納付方法につきましては、当初発布時の納付書により納付される場合には、役場や金融機関窓口で納付書に督促手数料 100 円を追記のうえ徴収しております。また、再発行用の納付書により納付される場合には、督促手数料 100 円を印字した状態で納付していただくこととなります。

次に廃止に至る経緯及び理由についてであります。税の徴収において、令和 5 年度から地方税共通納税システム対象税目拡大に併せて、固定資産税及び軽自動車税種別割の納付書に QR コード等を付すことが必須とされたところであります。これにより、金融機関等では QR コードに内包されている税額、いわゆる納付書記載の税額を受領する必要があることから、町から金融機関へ督促手数料の追加徴収を依頼することができない状況となります。また、令和 5 年度以降、督促手数料を徴収すべきものとして取扱った場合、納付される納付書の違いや発生原因である債権の違いにより、窓口において督促手数料を徴収される事象や徴収されない事象、徴収すべきではない債権にもかかわらず誤って徴収してしまう事象などが発生する恐れがあります。このような状況により、納税者または納入者間における不公平感が生じる可能性があります。

次に対象債権及び廃止時期についてですが、まず廃止の対象となる債権につきましては、町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所利用者負担金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、集落排水施設受益者分担金等の強制徴収公債権と、集落排水施設使用料等の非強制徴収公債権となります。廃止時期につきましては、令和 5 年度分、令和 5 年 4 月末納期限分となります。この部分については、令和 5 年 5 月 19 日に、通常であれば督促状発布分となりますこの分から、新たな請求及び徴収を行わないことといたしますが、令和 4 年度分までは、これまでどおり徴収することといたします。なお、学校給食費、水道料金、簡易水道料金、町営住宅使用料等の私債権につきましては、民法上の契約に基づく債権であることから、督促手数料を徴収することができません。

最後に、今後の対応についてであります。主に関係条例の一部改正及び町広報、ホームページ、LINE 等での周知が挙げられます。関係条例の一部改正につきましては、八雲町税条例及び八雲町税外諸収入金の徴収に関する条例等に規定されている督促手数料の徴収を、令和 4 年度以前分は継続することと、令和 5 年度以降は新たな請求及び徴収を廃止するよう規定を整備することとなります。時期につきましては、令和 5 年 3 月開会予定の第 1 回定例会へ上程予定であります。

次に、納税者等への周知についてであります。現段階では、町広報、ホームページ、LINE 等におきまして、督促手数料の徴収廃止のみならず、引き続き納期限内に納付していただくこと、納期限後に納付される場合には延滞金の請求対象となることについても、併せて周知を図りたいと考えております。

督促手数料の徴収廃止についてのご説明は以上となりますが、今後も債権管理の適正化及び滞納整理の強化を図ってまいりますので、委員各位のご理解をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上であります。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この支払は今までと支払場所は変わらないのか、それともコンビニ等増えるとか、そういうことは想定していないんですか。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） 委員長、収納推進係主査。

○委員長（赤井睦美君） 主査。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） ただいまのご説明は督促手数料の徴収廃止についてご説明をしたものでありますが、基本的には税外債権もそうですし、税もそうですが、納付方法については、基本的にはこれまでどおりとなりますが、先ほどもご説明いただきました固定資産税と軽自動車税種別割の納付書についてはQRコードが付されますので、その2税目については、アプリやd払いとか、今までにない納付方法が活用できるということで、コンビニについては、この仕組みの対象外にまだなっています。ただ、この数年の間に、また更に収納方法が拡大されるという動きがありますので、八雲町についても、それらの動きを見ながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 督促手数料をとらなくなるということなんですけれども、実際にこれあまり払われていないものだったと思うんですけれども、どれくらいの割合で支払われていたんですか。それで支払われた収入というのは、予算書等ではどういう項目で収入になっていたんですか。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） 委員長、収納推進係主査。

○委員長（赤井睦美君） 主査。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） ただいま税外の債権に係る督促手数料の徴収状況については、申し訳ありませんが持ち合わせていません。参考までに一般会計、私ども財務課が所管する税及び保険料関係の督促手数料の状況についてはご報告できますので、この部分を報告させていただきますと、令和3年度の実績であります。一般会計で督促手数料の収納額としては38万6,200円、国保会計については22万4,400円、後期会計については2万9,800円、介護会計については3万500円というふうになっております。ただこの督促状、そもそもの督促状の発送状況を見ると、年々減少傾向にあります。と言いますのは、分析しますと、納期限までに納付していただく方が増えていると。ですので、翌月の20日に発送する督促状の発送件数が減少してきていると。これは滞納整理の強化等が有効的なものとなっているように分析しております。以上です。

○委員（佐藤智子君） その他の収入ということなんですけれども。

○委員長（赤井睦美君） 収入項目で。

○委員（佐藤智子君） 款項目で。

- 委員長（赤井睦美君） 後ほど教えてください。
- 収納推進係主査（宮沢孝行君） 委員長、収納推進係主査。
- 委員長（赤井睦美君） 主査。
- 収納推進係主査（宮沢孝行君） 督促手数料の科目については、税の場合ですと、総務手数料の町税手数料ということで科目が設定されております。
- 委員外議員（三澤公雄君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 三澤議員。
- 委員外議員（三澤公雄君） 佐藤さんの質問を聞いていたら分からなくなったのでちょっと確認したいんですけども、督促って言葉の持つマイナスのイメージがありますよね。要するに延滞金が発生するだとか、そういったことはあるんですよね。ただ督促に関する手数料だけの徴収はやめたってことでいいんですか。
- 収納推進係主査（宮沢孝行君） 委員長、収納推進係主査。
- 委員長（赤井睦美君） 主査。
- 収納推進係主査（宮沢孝行君） ただいま三澤議員のご質問がありましたとおりですね、督促行為というのは、これまで同様継続して行うということに変わりありません。あくまでも今回廃止するのは督促手数料ということですので、督促状発送をしてそれ以降は 100 円をプラスしてお支払いいただくということを廃止するということになります。それで、督促行為については、公債権で限定されますが、滞納処分的前提要件になっていますので、必ず督促行為は行わなければいけないと。それを行っていないと差押え等ができないということになっておりますので、今後も継続することとなります。
- 委員外議員（三澤公雄君） はい、委員長。
- 委員長（赤井睦美君） 三澤議員。
- 委員外議員（三澤公雄君） 4の今後の対応で、町民に周知するということですが、議員でもこういうふうに勘違いする人がいるので、その辺の勘違いがないような説明をお願いします。
- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。
- （「なし」という声あり）
- 委員長（赤井睦美君） それでは以上で終わります。ありがとうございました。

【環境水道課職員・地域振興課職員入室】

- 委員長（赤井睦美君） それでは、地方公営企業法適用開始時期の見直しについて、環境水道課と地域振興課より、お座りいただいたままご報告よろしくお願いたします。
- 環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。
- 委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。
- 環境水道課長（佐藤英彦君） 先にですね、人事異動があったのでご紹介させていただいてよろしいですか。
- 委員長（赤井睦美君） よろしくお願いたします。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 11月と1月に環境水道課長補佐の高橋と、下水道管理係長の西野が異動になりましたので、ご紹介いたします。

（異動職員挨拶）

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議会に引き続き、大変ご苦勞様です。環境水道課からは4件の報告事項でございます。それでは、私のほうから地方公営企業法適用開始時期の見直しについてご説明いたします。レジメ1ページをお願いいたします。

1、対象事業でございますが、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、熊石簡易水道事業でございます。

2、目的ですが、対象事業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。こうした中で、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握し、必要な策を講じることができるよう、対象事業について公営企業会計の適用をするものであります。この法適用については、公営企業会計の適用の更なる推進について、及び公営企業会計の適用の推進にあたっての留意事項についてにより、下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人未満の市区町村においては、令和5年度までに公営企業会計への移行が必要であるとしております。

3、適用時期の変更理由ですが、法適用の開始時期については、国が示す期限を1年前倒しの令和5年4月からとなるよう準備を進めておりましたが、業務量の膨大さと、本年度からの準備期間を十分に取れ、慎重に進める必要があると判断したことから、1年間延期し、令和6年4月からとするよう見直しをしたものであります。

4、今後のスケジュールでございますが、既に令和3年度までの資産取得分については、固定資産の調査及び評価による台帳整理を進めており、今後は関連部署との調整をはじめ、公営企業会計の移行に伴う各種事務手続き、システム整備等を、令和5年度中に完了するよう進めてまいります。具体的には、予算科目及び勘定科目の設定、法適用年度の予算調整、開始貸借対照表の策定、打ち切り決算、条例・規則等の制定及び改廃、また、予算・決算・執行管理等を行うための公営企業会計システム及び固定資産償却管理システムの整備等について行うこととなります。以上、公営企業法適用開始時期の見直しについての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 簡潔に言って、この適用開始になることによって、4つの水道事業が変革するわけですがけれども、これによって何がデメリットというか、デメリットがあっても、どんな逆に言ったらメリットがあるのか、そういうのを教えていただきたいんですけれども。

○環境水道課長補佐（高橋昌子君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 補佐。

○環境水道課長補佐（高橋昌子君） ただいまの質問ですが、法適用することによりまして、独立採算を求められることとなります。収支均衡を持たなければいけないということから、まずデメリットですが、今まで一般会計の繰入金としていた部分が基準どおりに計算しますと少なくなります。その部分で、収支均衡に持っていかなければならないので、会計として料金の改定ですとか、更新にかかる費用の圧縮ですとか、そういう経営努力をしていかなければならないということが出てくると思います。それでメリットとしては、公営企業を適用することによって、今までの大きく違って複式簿記になりますので、財産ですとか、あとは収入の状況ですとか、そういうものが見やすくなっていくので、そういう意味で分析がしやすくなるというメリットがあります。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） たとえば基準の一般会計からの基準どおり入れなければならなくなるから、要は収支バランス取らなければならないということでも人口も少なくなります。それから、老朽化している部分も更新の部分も料金に跳ね返ることだから、住民にとったら水道料金、今上がるってことであろうし、逆に言ったら、新たな、例えば水道を引くにしても、一般会計からも水道引くときは一般会計から入れられるけれども、将来的には更新のときには、またこっち側にしなければならないから、大きな水道を引く、延長するというについても、やっぱり既存の料金にまたいずれは跳ね返ってくるから、そういった部分を注視しなければならないなって印象は受けるんですけども、そういうような感じで町民からしたらね、収支均衡とらなければならないとか、財務諸表も含めてやらなければならないというのは、それは職員側はそうだけれども、住民からしたら、そういう感覚でいたらいいんですか。

○財務課長（川崎芳則君） 委員長、財務課長。

○委員長（赤井睦美君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 担当課は環境水道課なんですけど、一般会計に絡む部分なので、私からご答弁させていただきたいんですけども、今回、この法適用企業会計に移行という部分は、国のほうは、やはり今までは水道簡水や下水道、あと集排含めて、収支の均衡を図るために、一般会計から全額入れて収支の均衡を図って、それを国のほうは、それを今まで一般会計に財政負担を与えていたということで、企業会計に移行しなさいと。それを令和5年度までにしなさいということで、今回、法適用に移行の準備を進めているということになります。

先ほど議長から話があったとおり、適正の料金を取りなさいということが国の一番の着眼点といいますか、そういう部分だと思いますが、やはり、ただ料金を上げるだけではなくて、先ほど補佐から話がありましたとおり、歳出のできるだけの削減、あと財政収支がどれくらいになるか、ちょっと私も見てないんですけども、その辺を見ながら料金改定もやったとしても、一気に上げられないと思うんですね、それで今回、企業会計のほうに移行するという国に示して、その辺で今、料金改定を含めて協議していますという部分で、国のほうにはそういうかたちで見てもらうんですけども、料金改定については避けて通

れないのかなと私どもも考えております。その料金改定の部分も、このあと出てきます経営戦略の部分も含めてですね、進めて行かなければならないのかなというふうに思います。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○議長（千葉 隆君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） だから、町民からすれば料金に跳ね返ることになるという視点でいいんですねって話。

○財務課長（川崎芳則君） 委員長、財務課長。

○委員長（赤井睦美君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 例えば、料金改定しないで一般会計から繰入れするというやり方もあると思うんですけども、それはきっと国は認めないと思うんです。それで繰り出す形になると特別繰り出し、特別繰入れというかたちで決算に出てくるので、そういった部分では、国のほうでもペナルティというかたちでやってくる可能性もありますので、料金改定は避けて通れないのかなと思います。その時期については、今後協議しなければならないと思うんですけども。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 他に。

○委員（斎藤 實君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 法適用にするって国の考え方はある程度わかるんですけども、ただ交付税措置、水道や下水道を一般会計で持っていることによって、交付税措置されている部分があると思うんですけども、その辺のところはどうなんですか、今まで。

○財務課長（川崎芳則君） 委員長、財務課長。

○委員長（赤井睦美君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 普通交付税のほうで、下水道を引いたとか、そういった部分の起債の借入れというのがありますので、その償還の部分や、あとはそのちょっと私も調べていないのであれなんですけれども、ルール分として交付税措置されている部分を繰出しの基準の中に入れてですね、それを特別会計に繰り出しているという部分になりますので、その辺の部分については、基本的には企業会計に移行したとしても、基本的には変わらないのかなと考えています。それで、その中で、次の経営戦略の策定がなければ交付税措置をしないということを国で示しておりますので、経営戦略イコール料金改定に跳ね返ってくるのかなと考えています。

○委員（斎藤 實君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） それともう一点、例えば法適用、6年度からするというところで、ただ大きな災害があつて、管が壊れたとか、少しお金がかかりすぎるというところも、この企業会計でやらなければならないということなの。それとも国からそういう部分をもらえるって、そういうようなあれはないんですか。まだそこまで話しは決まってないんですか。

(何か言う声あり)

○地域振興課参事(小笠原一信君) 委員長、地域振興課参事。

○委員長(赤井睦美君) 参事。

○地域振興課参事(小笠原一信君) 一般的に公共施設として扱われますので、公共土木災害、いわゆる国の災害復旧工事で認められますので、一般の土木災害と同様に扱われます。

○委員(斎藤 實君) わかりました。

○委員長(赤井睦美君) 他に質問ありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長(赤井睦美君) 無ければ、この件については終わります。次、水道・下水道事業等の経営戦略の改定について、ご報告よろしくお願ひいたします。

○環境水道課長補佐(高橋昌子君) 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長(赤井睦美君) 補佐。

○環境水道課長補佐(高橋昌子君) それでは私から、お手元の資料に基づき、水道・下水道事業等の経営戦略の改定についてご説明申し上げます。資料2ページをご覧ください。

1、現行の経営戦略については、既に策定しておりますものを、確定の時期、計画期間の記載となっておりますので、お読み取りいただきたいと思ひます。

次に2、改定の趣旨でございます。水道・下水道の経営環境は、人口減少等による料金収入等の減少をはじめ、管路・施設の老朽化や、物価上昇により維持管理費・動力費等も上昇傾向にあるなど、年々厳しさを増しております。こうした中で国は、公営企業が将来にわたって、安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である、経営戦略を策定し、これに基づき事業を進めることで、経営基盤を強化するよう要請しており、さらには、すべての事業において、より質の高いものとなるよう、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とするとしております。また、当町においては、水道事業はもとより、下水道事業・農業集落排水事業・熊石簡易水道事業が公営企業会計を適用することとなっております。安定的な経営のためには、経営状況の分析や将来の事業環境等を把握し、この経営戦略に反映することは非常に重要となってくるものであります。このことから、既にそれぞれの事業で策定済の経営戦略について、より計画性の高いものとなるよう、令和5年度において見直す作業を進めようとするものであります。

続きまして、3、主な検証・検討事項でございます。(1)として、今後の人口減少や需要予測等を加味した料金収入、(2)減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用、(3)物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等、(4)上記(1)から(3)等を反映した上での収支を維持するため必要となる経営改革、具体的には料金改定や民間活用、効率化等の検討であります。これらの項目については、令和4年1月の総務省からの通知により、経営戦略の改定に巻き込む必要がある事項として上げられているものでございます。

最後に、4、改定の時期についてであります。今回進めようとしている見直し作業は、来年度を予定しており、この経営戦略改定に係る業務委託料として、令和5年度当初予算にて要求させていただいたものであります。また、令和6年度から公営企業会計を適用することによって、水道・下水道、集落排水、熊石簡水の各事業で収支状況等の適正な把握による料

金のあり方や、施設更新を含む費用の検討が可能となることから、情勢変化に合わせた反映となるよう、今後は3年から5年程度の期間で見直す必要があると考えております。以上、水道・下水道事業等の経営戦略の改定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 主な検証の中で、(4)民間活用というところがありますけれども、これはどのようなことが検討されるんですか。

○環境水道課長補佐（高橋昌子君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○環境水道課長補佐（高橋昌子君） 今のご質問、民間活用の部分については、今も実際に維持管理の部分を委託するかたちをとっていたり、そういう部分で、例えば自前でやっていた部分を委託によって人件費を削減するとか、そういう部分を指している民間活用となっております。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（斎藤 實君） 委員長・

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） ただあれですよ、大きい都市では、企業に水道会計そのまま水道事業やらせている部分もあるけれども、なかなかうまくいっていない状況なんですよ。ですから、やはり民間活用全面的に民間にやるんじゃないかと、やはり町でもってきちんとおさえて町民に安全な水を届ける、そういう姿勢を持ってほしいなと思います。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 斎藤委員がおっしゃるとおりでございます。うちのほうでもそういったかたちで、すべてをお願いするという考えは全くないんですけれども、委託の一部という考えで進めてるということで思っていただけだと思います。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） では、この件については終わります。次、熊石浜中マンホールポンプ所第1号ポンプ修繕に係る費用について、ご報告よろしく願いいたします。

○下水道係長（佐藤農之君） 委員長、下水道係長。

○委員長（赤井睦美君） 下水道係長。

○下水道係長（佐藤農之君） 報告事項3、熊石浜中マンホールポンプ所第1号ポンプ修繕に係る費用につきまして、私のほうから説明させていただきます。3ページになります。昨年7月に下水道施設の、熊石浜中マンホールポンプ所第1号ポンプが故障により停止し、修繕が必要となったため、第6回臨時会にて補正予算の議決をいただいておりますが、本ポンプ引き上げ後に細部の点検を実施した結果、硫化水素の影響によりポンプモーターコイ

ルの銅線や軸受け部分が腐食し、また、マンホールポンプ本体へも腐食によって内部に汚水が侵入している状況が判明したため、追加での修繕が必要となったものであります。

今後の対応として、このまま修繕を続けた場合は、現時点での修繕に係る発生費用、約 290 万円のほかに、追加費用、約 700 万円が必要となり、新たにポンプ本体を購入し更新する費用、約 870 万円以上となることが判明したため、現状の修繕作業はここで中止したいと考えております。また、新たなポンプの更新については、今般の半導体不足等に伴い納期が不透明であり、年度内の修繕完了は難しいことから、第 2 号ポンプ 1 台での運転により対応することとし、修繕作業については、令和 5 年度の予算に計上し、進めさせていただこうとするものであります。以上、簡単ではありますが、報告事項 3、熊石浜中マンホールポンプ所第 1 号ポンプ修繕に係る費用についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員外議員（三澤公雄君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 素人で申し訳ないんですが、これ単純にポンプの取り換えだけでいいの。例えば設計上の問題だとか、ポンプの中が硫化水素で影響を受けていたということを知ると、設置の状況や使い方の問題だとか、いろんな問題があるのかなと思うんですね。単純にポンプだけ替えても、管の中に入る水量の不足だとか、いろんな。だから僕、設計上の問題だと思ったんです。人口が減っているのもありますし。単純なポンプの取り換えだけでいいっていう見通しなんでしょうか。

○下水道係長（佐藤農之君） 委員長、下水道係長。

○委員長（赤井睦美君） 下水道係長。

○下水道係長（佐藤農之君） 三澤議員の質問ですが、もちろん設置だとか交換だけで済むような問題ではなくて、今、硫化水素が発生している根本から改善していかなければならないと。それをするにはですね、やはり費用的になかなか捻出することが難しく、また技術的にも熊石のマンホールポンプ所からの距離が長いものですから、なかなか難しいと。ですが、このままほっておくわけにはいかないということを担当課で考えていますので、今後、議会の皆さんに相談しながら、硫化水素対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

○委員外議員（三澤公雄君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 先ほどの経営戦略のところに係ると思うんですけども、そもそも熊石っていう横に長いところを、無理をして下水道を繋いだんじゃないかと。変な話、合併のときからこの下水道を進めることをやっていたけれども、疑問に思っただけで聞いていたので、だからそれを維持していくということが、経営戦略的に正しいことなのかというところにも見込んで議論しないと、この修繕費の問題は話されないのかなって。さっきまで経営戦略の話をしてたので。そういう意味で、熊石地区のこの下水道事業の維持ということとは、これ話戻って申し訳ないんですけども、経営戦略の中ではどういうふうに捉えているのでしょうか。

○環境水道課長補佐（高橋昌子君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○環境水道課長補佐（高橋昌子君） 経営戦略に絡めてのことになるかと思いますが、経営戦略の中には、もちろん今後の見通しといたしますか、将来的な経営がどうなっていくかって計算していく中で、老朽化した管の更新の部分もそうですし、そのいろんな、今のような熊石の下水道の今後の維持をしていく部分というのもすべて検討していく中で、全体の計画として経営戦略を考えていくことになりますので、まだちょっと経営戦略にこれから踏み込もうとしていくので、そういう中で、今いただいたご意見等を検討しながら進めていきたいと思っております。

○委員外議員（三澤公雄君） はい、問題提起だけで今日は十分です。

○委員長（赤井睦美君） 他に質問やご意見はありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） 無ければ、この件については終わります。次、昭和湯休業中の八雲遊楽亭への送迎バス運行について、ご報告お願いいたします。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 昭和湯休業中の八雲遊楽亭へのバスの送迎について説明いたします。平成 29 年 8 月 29 日に、昭和湯が臨時休業しました。9 月からは遊楽亭による送迎バスを週 3 回、はびあ八雲を出発し、町民センターを経由する運行を開始しました。平成 31 年 4 月 17 日から町によるバス運行を月曜日、水曜日、金曜日の週 3 回、現在も行っております。送迎バスの体制であります。4 月から 11 月は直営による福祉バスを運行しております。12 月から 3 月は除雪がありますので、環境衛生係職員がワゴン車で運行しております。ワゴン車には一度に 9 人まで乗れますが、はびあ八雲で利用者を乗せて出発し、町民センターに到着して待っている方を見て、9 人を超える場合は町民センターの利用者を乗せないで、遊楽亭で降ろしたあとにすぐに戻って町民センターの利用者を乗せるため、2 往復となる場合もあります。年末年始においても 12 月 30 日金曜日、1 月 4 日の水曜日はワゴン車による送迎を行っております。

2、送迎バスの平均輸送人数であります。直近の 3 か月間で、10 月は 6.75 人、11 月は 8 人、12 月は 8.3 人、3 か月平均は 7.6 人でありました。昭和湯の状況ですが、昭和湯は有限会社日本農水が引き継ぎ、再開を目指して施設の改修、ボイラーの整備までは完了しておりますが、熱交換器が設置できていない状態です。令和 3 年度の状況は、制作会社が新型コロナウイルス感染症の影響により、他社が発注している製品の制作に遅れが生じ、順番待ちの状況でした。また、熱交換器の製作は現地ボイラーの湯量、温度などに合わせて現地で製作する必要があり、令和 4 年度現在はほかの会社を探していますが、まだ見つかっていない状況にあると聞いております。

4、お風呂がない町営住宅の状況であります。出雲町 D 団地の 5 世帯 6 人のみであります。ただし、D 団地の入居者は送迎バスを利用しておりません。新しい出雲町 D 団地は令和 4 年 12 月に改築が終了、令和 5 年 3 月までに入居するため、浴室・風呂がない町営住宅が解消されます。

5、送迎バスの終了について、令和5年3月までに、改築した出雲町D団地に入居されると、浴室と風呂がない町営住宅が解消するため、一定程度ではありますが、送迎の役割を果たしたと判断することから、3月末日をもって環境衛生係職員によるバス送迎を終了する予定でありますことを報告いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 平均輸送人数なんですけれども、この10月6.75人というのは、一日の人数なのか、それともひと月の人数なのか教えてください。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 一日当たりの平均で6.75人でした。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 4月から11月は直営による福祉バス運行と書かれています。3月、環境衛生係職員によるバス送迎は終了して、また保健福祉課のほうに移行するということですか。そうじゃないですね、じゃあ中止してしまうということなんですけれども、やはり新しい団地に入っていた人は、今まで風呂がなかったけれども、使ってなかったということだから、これには関係ないと思うんですよ。それで、利用していた人はこれまでも利用したいと思っている人達だと思いますので、ここで中止してしまうのは理不尽というか、ちょっと冷たい行為ではないかなと思うんですけれども。是非、何とか継続する方向で考えていただけないでしょうか。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 今現在お風呂がない人は、本当の風呂がなくて困ってる人は3人です。

○議長（千葉 隆君） 町営住宅の人だ、それ。本気で言ってるのか。

○環境衛生係長（西山 誠君） その他に浴室があるけれども釜が壊れている、釜を設置していないという方が4人おまして、その方を中心にバスを利用されております。

○委員（佐藤智子君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） お風呂が付いてればいいっていうもんじゃなくてですね、やっぱり高齢で自分の家でなかなかお風呂を沸かすのも大変になってきている方とか、あるいは一人暮らしでも風呂を焚いているとしても、寒い住宅でお風呂も寒いとか、そういう事情、細かい事情もあると思うんですよ。だから、何とか継続する方向で、環境水道課で決めたんじゃないのかなと思いますけれども、なんか継続する方向でいってほしいと。これ私だけの声じゃないですから、何とか考えていただきたいと思います。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 確かにそのとおりで、お風呂への配送というのは、一定程度何かの目安を付けていかないと終わるのがなかなか難しいというのがあったので、今回、たまたま一つの目安にさせてもらったのが、出雲町の町営住宅がお風呂付で、これで人数的に解消されるということであったんですけども、皆さんの意見を聞いた上で、これはですね、この意見を町長にお伝えするというところでよろしいでしょうか。

○委員（関口正博君） すみません。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○委員（関口正博君） 課長の言うとおりでと思います。どこかで区切りを付けないといけないのはそのとおりですし、今まで本来であれば、お風呂ができ上がっていたらこんなことにはならなかったわけで、そういう意味で緊急の措置として職員が送迎していたということだと思えますね。ですから、そういう区切りがあるというのはしょうがないと思います。それで今、町としては、地域の公共交通等を動かしていますので、そういうものに、要は風呂の送迎なんかものせながら、町長にお願いするなら、そういうやり方というのも職員負担をかけるんじゃないかと、そういう解決方法も一つだと思いますが、どうでしょう。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） ただいまのお話もございしますが、私のほうとしても、何パターンか考えたんです。函館バスが八雲から遊楽亭まで停まるバスがありますよね。今送っているのが2時間半の時間を所要してるんですけども、バス行きも帰りも同じような時間帯で動いているバスがあります。さらにバスのほかにタクシーという考えもあるかもしれませんが、いろんなかたちで、このあと町長のほうにお伝えしてということで考えております。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 公衆衛生をですね、町営住宅の風呂あるなしで基準で公衆衛生を語るということが、公共団体としていかなるものかと、そういう問題でしょ。違いますか。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 確かに公衆衛生上ということで、努力義務というものは町のほうも確かにございます。これが車で例えたら、車持ってるけど車検切れしましたと、車検取らないで乗せてほしい、とかなりかねないので、どこかで一つの目安として区切りを付けるとしたら、この町営住宅の解消と考えていました。

○議長（千葉 隆君） はい、委員長。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 公衆浴場法で努力義務というけれども、努力義務ということは、目安で切るとのことかい。努力し続けられなければならないというのが法律でなってるんじゃないの。努めるということは、努力をし続けることなんだよ。それを、一定の程度で切る目安を付ける、目安を付けることが努力をするということなんですか、法律上。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） そういうつもりでお話ししたんじゃないくて、環境衛生系の職員によるバスの送迎はということ。

○議長（千葉 隆君） だから、話にならない。あのね、私も今、環境衛生職員の運行は無理だと思います。係長一人しかいない。係がない。その他に補充されたの。一人では無理だというのは分かる。だから、それに変わる方法を見つけるのが地方公共団体の役目で、公共浴場の活用について、適切な配慮をするように努めなければならないのが公共団体の務めなんだから。環境衛生係に全部押し付けることは、一切ないから。公共団体としての責務を果たすということを言ってるの、務めを。であれば、どうしたらいいか。関口議員さんが言うように公共サービスとつなぐ。でも今つなげないでしょ。3月で切ったらアクセスだっでできない。だけれども、一方、昭和湯でやったら補正繰り越してるけれども、全然実行されていない、実行予算とはなっていないけれども、130万あるんだから、それこそその部分を委託事業者で民間活用するって言ってたんだから、さっきから。民間活用してタクシー会社に委託させればいいだけの話なんだわ。その前に、八雲町というのは何をやってたかと言ったら、シルバーの施設で高齢者に温泉掘ってお風呂焚いて高齢者に入らせてたんだよ、公衆浴場に。それで、その使命は、まだ昭和湯さんがあったから、そういう部分もなしですって言って、それでその分、タクシーチケットだとかを考えましょうって、そういうふうに来てきたんだわ。やっぱり公衆浴場の活用については、地方公共団体として責務果たさなければ駄目さ。昨日も役場の向かいの借家の人からも、30分も電話きた。名前出しても良かったら、名前出してもいいし来てもいいって。でもちょっと待ってって、私は年金4万しかない分、生保からきてるって。だから、500円、600円とられるのもゆるくない。実際にタクシーでいくのは無理さ、週3回なんていけない。そういう人達は、どうするのって話。3年前、末広町で火事になった人、ごみ屋敷だったよね。住民生活課に聞いたら分かるけれども。その人、何年もお風呂に入ってたんだよ。そのときに公共団体のあんた方、何やってたの。何もやってなかったでしょ。民間ではすぐにその人助けてお風呂に入れて、この人、日に焼けてる人だと思ったら、真っ白だったよ、肌が。お風呂入ってなかったんだわ。やっぱり、そういう人がもっと生まれてくるんだわ。そこの向かいの人だけじゃなくて違う高齢者さ。その人たちにタクシー代払って週に2回風呂に行きなさいっていても、行けないから実際に。そしたら、その人達が風呂難民になるんだわ。そういう人達にお金使わないと、百何十万も、昭和湯なんて再開できないよ。そこに使える不用額があるんだから、是非とも民間に送迎してほしいんだよ。そういうことをやっぱり実現しないと駄目さ、上司に。住民生活課の川口課長のときだったから、火事の人達。そういう人いるんだよ、まだ。だから、そういう人達にどうしても風呂に入れない人がいるんだわ、高齢者も含めて。そこに助けてやらないと、やっぱり納得できないと思うんだよね、俺は。助けてやりたいもん、その人たち。やっぱ救済なんだわ、本当に。だから、環境衛生係で運転手やれって言わないって。委託してけれって。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 大変貴重な意見を、私が届けたいと思います。町長にお伝えいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。

○議長（千葉 隆君） 最後に。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） もしも実現しなかったら、その人たち何人か町長に会いたって言うてるから、そのときは窓口をお願いします。来たって言うてるんだわ。

○委員長（赤井睦美君） 録音してるので、是非町長に。ありがとうございます。これで終わります。

【環境水道課職員退室】

【熊石国保病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 大変お待たせいたしました。それでは、新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び道の交付金事業の活用について、座ったままでご報告よろしくお願いたします。

○国保病院事務次長（小池克明君） 委員長、国保病院事務次長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務次長。

○国保病院事務次長（小池克明君） 新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び道の交付金事業の活用についてお願いたします。国保病院では、新型コロナウイルス感染症の検査体制として、抗原検査及びPCR検査を実施しておりますが、PCR検査は、函館の検査機関に外注していることから、検査結果が出るまでに1日から2日程度の日時を要しています。このため、道の補助金を活用してリアルタイムPCR装置を購入することにより、検査可能数の拡充及び検査時間の短縮を図るものであります。活用する補助金は、感染症検査機関等設備整備費補助金を予定し、検査機器を導入するために必要な備品購入費として購入するもので、補助率は10分の10でございます。

整備を予定するリアルタイムPCR装置は、1台で275万円を予定額とするもので、PCR検査結果まで30分以内を予定するものであります。以上、2月にお願する臨時会においてですね、補正予算の上程を予定するものでございます。簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び道の交付金事業の活用についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（斎藤 實君） 委員長、一点だけ。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 年度内に間に合うの。それとも年度超すの。

○国保病院事務次長（小池克明君） 委員長、国保病院事務次長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務次長。

○国保病院事務次長（小池克明君） 納期はですね、1ヶ月程度と聞いておりますので、2月の臨時会で補正してご了承いただけたら、納期は間に合うと思っています。

- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。なければ、その他で何か。
- 国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。
- 国保病院事務長（福原光一君） 私のほうから追加で一つご報告させていただきます。資料はございません。内科常勤医師の退職についてでございます。医師体制については、これまで常勤医2名体制に内科常勤医1名を確保しまして、1月から内科医師2名、外科医師1名の常勤医3名体制でスタートしたところですが、これまで勤務されてきました内科医師の中岡医師より退職の意向が伝えられ、3月末をもって退職されることとなりました。藤戸院長、私と慰留に努めたところでございますが、本人の意思が固く、話しをされた事情等も踏まえまして、退職願を受理したところでございます。勤務自体は、2月末までの予定ですので、早急に常勤医の確保について活動を再開し、何としても常勤医師1名を確保するために、全力で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。
- 委員長（赤井睦美君） このことについて何かありませんか。
（「なし」という声あり）
- 委員長（赤井睦美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

【国保病院職員退室】

◎ その他

- 委員長（赤井睦美君） それでは、その他で事務局よりお願いします。
- 議会事務局庶務係長（菊地歩夢君） では、次回の文厚についてのご連絡です。次回の文厚は2月16日木曜日、本日町長からもありましたが、2月16日が第2回臨時会、そのあとに全員協議会がございますので、全員協議会のあとの開催ということで、今のところ予定しておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（赤井睦美君） その他、皆様から何かございませんか。
（「なし」という声あり）
- 委員長（赤井睦美君） では、遅くまですみません。以上で終わります。ありがとうございました。

[閉会 午後2時40分]